

前橋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の改正の専決処分について（報告第3号）

子育て施設課

1 改正の理由

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行った。

2 主な内容

幼保連携型認定こども園に置かなければならない職員の数を算定する場合において、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者その他市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者を職員の数に含めて算定することができることとする。

3 施行日

平成28年4月1日